

岐阜市市民活動支援補助金交付要綱

平成16年 3月31日 決裁
改正 平成19年 3月 6日 決裁
改正 平成20年 3月17日 決裁
改正 平成25年 3月31日 決裁
改正 平成26年 3月31日 決裁
改正 令和 5年 4月 1日 決裁
改正 令和 5年 5月 1日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市内における地域社会の課題解決を目的とした事業（以下「事業」という。）を実施する団体（以下「市民活動団体」という。）が実施する事業を支援することによって、協働のまちづくりを推進し、市民が誇りを持てる個性豊かな地域社会を実現するため交付する市民活動支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類)

第2条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新規事業支援（事業の開始に対し補助金を交付する支援をいう。以下同じ。）
- (2) 拡充事業支援（事業の拡充に対し補助金を交付する支援をいう。以下同じ。）

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市民活動団体によって計画され、及び実施される事業であること。
- (2) 自主的かつ公益的な事業であること。
- (3) 岐阜市内で実施される事業であること。
- (4) この要綱に基づく補助金以外の公的資金による助成を受けている事業でないこと。
- (5) 特定の政党活動又は宗教活動を目的とする事業でないこと。
- (6) 次のア及びイに掲げる補助金の種類に応じ、当該ア及びイに定める回数を超えて交付の決定を受けた事業でないこと。

ア 新規事業支援 1回

イ 拡充事業支援 3回

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となるものは、次に掲げる要件を満たす市民活動団体とする。

- (1) 構成員が5人以上であること。
- (2) 構成員の過半数が岐阜市内に在住、在勤又は在学をしていること。
- (3) 岐阜市が実施する公開による企画コンペティション（以下「企画コンペ」という。）及び事業報告会に出席すること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(5) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党について推薦し、支持し、又は反対することを目的としていないこと。

(6) 現に公の秩序又は善良の風俗に反する行為（以下「公序良俗違反行為」という。）を行い、又は過去に公序良俗違反行為を行ったこと等により、公序良俗違反行為を行うおそれがあると認められるものでないこと。

（補助金の額及び対象経費）

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 次に掲げる経費は、補助の対象としない。

(1) 市民活動団体の事務所を維持するための経費

(2) 市民活動団体の経常的な活動に要する経費

(3) 食糧費及び市民活動団体の構成員に対する人件費、謝礼等

3 第1項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書に市民活動企画コンペ提案書（様式）及び事業に次年度以降の計画がある場合は、その計画書を添付して提出するものとする。

2 補助金の交付申請は、1団体につき1事業に限るものとし、第2条第1号及び第2号の補助金を併せて申請することはできないものとする。

（補助金交付事業の選考及び決定）

第7条 市長は、補助金を交付する事業の選考に当たって、企画コンペを実施するものとする。

2 市長は、企画コンペに際し、提案説明会を公開で行うものとする。

3 補助金の交付の申請をした市民活動団体は、前項の提案説明会に出席し、岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第7号）別表に規定する岐阜市市民活動支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）に提案説明を行わなければならない。

4 審査委員会は、前項の規定による提案説明会で提案された事業を審査し、その結果を市長に報告するものとする。

5 市長は、審査委員会の審査結果に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する事業を決定する。

（補助事業の内容の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体の事業（以下「補助事業」という。）の計画変更は、企画コンペで提案した事業内容を著しく変更するものであってはならない。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、前金払により交付するものとする。

（事業報告会）

第10条 市長は、広く市民活動を促進するため、補助事業の実施内容を市民に公開するとともに、団体相互の交流及び意見交換を図るため、事業報告会を開催する。

2 補助金の交付を受けた団体は、前項の事業報告会に出席しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(実績報告)

第11条 実績報告書には、決算に係る領収書の写し又はこれに相当する書類の写しを添付するものとする。

2 実績報告書の提出期限は、補助事業を完了した日の翌日から起算して1月を経過した日又は補助事業を完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付手続の特例)

第12条 補助金の交付に係る手続については、規則第18条第2項の規定は、適用しない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

補助金の種類	補助金の額	限度額
新規事業支援	補助対象事業の実施に要する経費の5分の4以内の額	8万円
拡充事業支援	補助対象事業の実施に要する経費の3分の2以内の額	20万円